

# 香川県報



第 8 号

平成 17 年

1月28日(金曜日)

## 目次

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

告示

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請 (二件) (環境管理課) 一
- 土地収用法の規定による事業の認定 (土木監理課) 六
- 道路の供用開始 (二件) (道路保全課) 八

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民参画課) 九
- 一般競争入札の実施 (三件) (直島環境センター) 一三
- 土地改良事業の同意 (土地改良課) 一四
- 土地改良区の役員の退任の届出 ( ) 一四
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定 ( ) 一四

選挙管理委員会告示

- 公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームの指定

## 告示

### ●香川県告示第四十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年一月二十八日

香川県知事 真鍋 武 紀

### 1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

東かがわ市湊1847番地 1

東かがわ市長 中條弘矩

(2) 事業場の所在地及び名称

東かがわ市松原870番地 5 他 6 筆

東かがわ市給食センター

(3) 特定施設に関する事項

| 種 類                  | 種 類                            | 共同調理場に設置されるちゅう房施設 |
|----------------------|--------------------------------|-------------------|
| 能 力                  | 約2,040 m <sup>2</sup> 5,000食/日 |                   |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日    | 許可後                            |                   |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日    | 着手後 3 月                        |                   |
| 等 使用開始予定年月日          | 完成後                            |                   |
| 使用時間間隔及び1日当たり使用時間    | 4時間稼働し、1時間休む。8時間使用             |                   |
| 排出される汚水等の汚染状態        | 項 目                            | 通 常               |
| 生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)    | 500                            | 500               |
| 化学的酸素要求量 (mg/ℓ)      | 350                            | 350               |
| 浮遊物質 (mg/ℓ)          | 150                            | 150               |
| 窒素含有量 (mg/ℓ)         | 30                             | 30                |
| りん含有量 (mg/ℓ)         | 5                              | 5                 |
| トリクロロエチレン抽出物質 (mg/ℓ) | 60                             | 60                |
|                      |                                | 最 大               |
|                      |                                | 5.5~10            |

|                               |     |     |
|-------------------------------|-----|-----|
| 排出される汚水等の量(m <sup>3</sup> /日) | 105 | 105 |
|-------------------------------|-----|-----|

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

|                    |                               |         |         |         |         |
|--------------------|-------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 種 類                | 排水処理施設                        |         |         |         |         |
| 型 式                | 埋設型                           |         |         |         |         |
| 構 造                | 鉄筋コンクリート製                     |         |         |         |         |
| 能 力                | 115m <sup>3</sup> /日          |         |         |         |         |
| 汚水等の処理方式           | 消化液循環脱窒十担体流動ばつ気十急速砂ろ過         |         |         |         |         |
| 工 期                | 工事着手予定年月日                     | 許可後     |         |         |         |
|                    | 工事完成予定年月日                     | 着手後3月   |         |         |         |
| 等                  | 使用開始予定年月日                     | 完成後     |         |         |         |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 | 連続24時間                        |         |         |         |         |
| 処理前及び処理後の汚水等の汚染状態  | 項 目                           | 処 理 通 常 | 処 理 最 大 | 処 理 通 常 | 処 理 最 大 |
|                    |                               | 水素イオン濃度 | 5.5~10  | 5.8~8.6 | 5.5~10  |
|                    | 生物化学的酸素要求量                    | 500     | 500     | 20      | 20      |
|                    | 化学的酸素要求量                      | 350     | 350     | 20      | 20      |
|                    | 浮遊物質                          | 150     | 150     | 40      | 40      |
|                    | 窒素含有量                         | 30      | 30      | 15      | 15      |
|                    | りん含有量                         | 5       | 5       | 2       | 2       |
|                    | ノルマルヘキサノ抽出物質                  | 60      | 60      | 5       | 5       |
|                    | 排出される汚水等の量(m <sup>3</sup> /日) | 115     | 115     | 115     | 115     |

(5) 排出水の汚染状態及び量

| 区 分          | 第 1 排 水 口 |
|--------------|-----------|
| 排出水の汚染状態     |           |
| 水素イオン濃度      | 5.8~8.6   |
| 生物化学的酸素要求量   | 20        |
| 化学的酸素要求量     | 20        |
| 浮遊物質         | 40        |
| 窒素含有量        | 15        |
| りん含有量        | 2         |
| ノルマルヘキサノ抽出物質 | 5         |
| 大腸菌群数        | 0         |
| 排出水の量        | 115       |

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成17年1月28日から  
平成17年2月18日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課及び東かがわ市市民部市民生活課

●香川県告示第四十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
 観音寺市坂本町五丁目18番37号  
 株式会社加ト吉  
 代表取締役 加藤義和
- (2) 事業場の所在地及び名称  
 仲多度郡多度津町西港町8-3  
 株式会社加ト吉 中央工場
- (3) 特定施設に関する事項

|                    |                   |   |    |     |
|--------------------|-------------------|---|----|-----|
| 種<br>能             | 類<br>力            | 冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設及び洗浄施設                               |    |     |
|                    |                   | 項目  | 通常 | 最大  |
|                    |                   | ①茹槽 4,000食/時 2基<br>②水洗槽 4,000食/時 2基<br>③冷却槽 4,000食/時 4基 |    |     |
| 工<br>期             | 工事着手予定年月日         | 許可日   |    |     |
|                    | 工事完成予定年月日         | 工事着手後10日  |    |     |
| 等                  | 使用開始予定年月日         | 完成日   |    |     |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 |                   | 断続16時間使用  |    |     |
| 排出される汚水等の汚染状態      | 生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | 520   |    | 610 |
|                    | 化学的酸素要求量 (mg/ℓ)   | 455   |    | 525 |
|                    | 浮遊物質質量 (mg/ℓ)     | 130   |    | 170 |
|                    | 窒素含有量 (mg/ℓ)      | 10  |    | 30  |
|                    | りん含有量 (mg/ℓ)      | 2   |    | 5   |

|                                |    |     |     |
|--------------------------------|----|-----|-----|
| 排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日) | 合計 | 248 | 260 |
|--------------------------------|----|-----|-----|

|                                |                   |                       |    |     |
|--------------------------------|-------------------|-----------------------|----|-----|
| 種<br>能                         | 類<br>力            | 冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設 |    |     |
|                                |                   | 項目                    | 通常 | 最大  |
|                                |                   | 角切りスライサー 300kg/時 1基   |    |     |
| 工<br>期                         | 工事着手予定年月日         | 許可日                   |    |     |
|                                | 工事完成予定年月日         | 工事着手後10日              |    |     |
| 等                              | 使用開始予定年月日         | 完成日                   |    |     |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間             |                   | 断続8時間使用               |    |     |
| 排出される汚水等の汚染状態                  | 生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | 750                   |    | 800 |
|                                | 化学的酸素要求量 (mg/ℓ)   | 750                   |    | 800 |
|                                | 浮遊物質質量 (mg/ℓ)     | 200                   |    | 300 |
|                                | 窒素含有量 (mg/ℓ)      | 10                    |    | 30  |
|                                | りん含有量 (mg/ℓ)      | 2                     |    | 5   |
| 排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日) |                   | 2                     |    | 2   |

|        |           |                     |  |
|--------|-----------|---------------------|--|
| 種      | 類         | 冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設 |  |
| 能      | 力         | ポイル槽 500kg/時 1基     |  |
| 工<br>期 | 工事着手予定年月日 | 許可日                 |  |
|        | 工事完成予定年月日 | 工事着手後10日            |  |
| 等      | 使用開始予定年月日 | 完成日                 |  |

|                                |                   |         |         |
|--------------------------------|-------------------|---------|---------|
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間             | 断続8時間使用           |         |         |
| 排出される汚水等の汚染状態                  | 項目                | 通常      | 最大      |
| の汚染状態                          | 水素イオン濃度           | 6.0~8.0 | 5.8~8.6 |
|                                | 生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | 500     | 600     |
|                                | 化学的酸素要求量 (mg/ℓ)   | 400     | 500     |
|                                | 浮遊物質質量 (mg/ℓ)     | 150     | 200     |
|                                | 窒素含有量 (mg/ℓ)      | 10      | 30      |
|                                | りん含有量 (mg/ℓ)      | 2       | 5       |
| 排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日) | 10                |         |         |

|                    |                   |                     |         |
|--------------------|-------------------|---------------------|---------|
| 種類                 | 力                 | 冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設 |         |
| 工 期                | 工事着手予定年月日         | 許可日                 |         |
|                    | 工事完成予定年月日         | 工事着手後10日            |         |
|                    | 使用開始予定年月日         | 完成日                 |         |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 | 断続8時間使用           |                     |         |
| 排出される汚水等の汚染状態      | 項目                | 通常                  | 最大      |
| の汚染状態              | 水素イオン濃度           | 6.0~8.0             | 5.8~8.6 |
|                    | 生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | 450                 | 550     |
|                    | 化学的酸素要求量 (mg/ℓ)   | 350                 | 450     |
|                    | 浮遊物質質量 (mg/ℓ)     | 100                 | 200     |
|                    | 窒素含有量 (mg/ℓ)      | 10                  | 30      |

|                                |   |    |
|--------------------------------|---|----|
| りん含有量 (mg/ℓ)                   | 2 | 5  |
| 排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日) | 8 | 10 |

(4) 汚水等の処理施設に関する事項  
変更なし

(5) 排出水の汚染状態及び量

| 汚染状態                       | 区分                | 第1      | 排水 | 最大      |
|----------------------------|-------------------|---------|----|---------|
|                            | 項目                | 通常      | 排水 | 最大      |
| 水素イオン濃度                    |                   | 5.8~8.6 |    | 5.8~8.6 |
|                            | 生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | 15      |    | 25      |
| 化学的酸素要求量 (mg/ℓ)            |                   | 15      |    | 25      |
| 浮遊物質質量 (mg/ℓ)              |                   | 15      |    | 25      |
| 窒素含有量 (mg/ℓ)               |                   | 8       |    | 16      |
| りん含有量 (mg/ℓ)               |                   | 1       |    | 2       |
| ノルマルヘキサジ抽出物質               |                   | 5       |    | 10      |
| 大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> ) |                   | 2,000   |    | 3,000   |
| 排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)  |                   | 370     |    | 415     |

(備考) 今回の申請とあわせて、既設特定施設の一部を廃止するため、当該工場から排出される排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 総覧の期間及び場所

(1) 期間

平成17年1月28日から  
平成17年2月18日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課及び多度津町環境課

●香川県告示第四十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
観音寺市坂本町五丁目18番37号  
株式会社加ト吉  
代表取締役 加藤義和
- (2) 事業場の所在地及び名称  
善通寺市中村町1丁目5-18  
株式会社加ト吉 善通寺工場
- (3) 特定施設に関する事項

|                    |           |                       |            |
|--------------------|-----------|-----------------------|------------|
| 種                  | 類         | 冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設 |            |
| 能                  | 力         | フードカッター               | 300kg/時 1基 |
| 工                  | 工事着手予定年月日 | 許可日                   |            |
|                    | 工事完成予定年月日 | 許可日                   |            |
| 等                  | 使用開始予定年月日 | 完成日                   |            |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 |           |                       |            |
| 排出される              |           | 項                     | 日          |
| 水素イオン濃度            |           | 通                     | 常          |
| の汚染状態              |           | 生物化学的<br>酸素要求量 (mg/ℓ) |            |
|                    |           | 6.0~7.5               | 5.8~8.6    |
|                    |           | 500                   | 600        |

|                                |     |     |
|--------------------------------|-----|-----|
| 化学的酸素<br>要求量 (mg/ℓ)            | 400 | 500 |
| 浮遊物質<br>量 (mg/ℓ)               | 300 | 400 |
| 窒素含有<br>量 (mg/ℓ)               | 15  | 40  |
| りん含有<br>量 (mg/ℓ)               | 5   | 10  |
| 排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日) | 1   | 2   |

|                                |           |                       |           |
|--------------------------------|-----------|-----------------------|-----------|
| 種                              | 類         | 冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設 |           |
| 能                              | 力         | ミキサー                  | 60kg/回 1基 |
| 工                              | 工事着手予定年月日 | 許可日                   |           |
|                                | 工事完成予定年月日 | 許可日                   |           |
| 等                              | 使用開始予定年月日 | 完成日                   |           |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間             |           |                       |           |
| 排出される                          |           | 項                     | 日         |
| 水素イオン濃度                        |           | 通                     | 常         |
| の汚染状態                          |           | 生物化学的<br>酸素要求量 (mg/ℓ) |           |
|                                |           | 6.0~7.5               | 5.8~8.6   |
|                                |           | 400                   | 500       |
|                                |           | 300                   | 400       |
|                                |           | 200                   | 300       |
|                                |           | 15                    | 40        |
|                                |           | 5                     | 10        |
| 排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日) |           | 3                     | 3         |

|                                |                   |         |         |
|--------------------------------|-------------------|---------|---------|
| 能 力                            | ①水槽 200ℓ/回 1基     |         |         |
|                                | ②水槽 500ℓ/回 3基     |         |         |
| 工 期                            | 工事着手予定年月日         | 許可日     |         |
|                                | 工事完成予定年月日         | 許可日     |         |
| 等                              | 使用開始予定年月日         | 完成日     |         |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間             | 断続8時間使用           |         |         |
| 排出される汚水等の汚染状態                  | 項 目               | 通 常     | 最 大     |
|                                | 水素イオン濃度           | 6.0~7.5 | 5.8~8.6 |
|                                | 生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | 400     | 500     |
|                                | 化学的酸素要求量 (mg/ℓ)   | 300     | 400     |
|                                | 浮遊物質質量 (mg/ℓ)     | 200     | 300     |
|                                | 窒素含有量 (mg/ℓ)      | 15      | 40      |
|                                | りん含有量 (mg/ℓ)      | 5       | 10      |
| 排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日) | ①×1基              | 2       | 2       |
|                                | ②×3基              | 6       | 9       |

(4) 汚水等の処理施設に関する事項  
変更なし

(5) 排出水の汚染状態及び量

| 区 分      | 第 1 排 水 口         | 変 更 前   |         | 変 更 後   |         |
|----------|-------------------|---------|---------|---------|---------|
|          |                   | 通 常     | 最 大     | 通 常     | 最 大     |
| 排出水の汚染状態 | 項 目               |         |         |         |         |
|          | 水素イオン濃度           | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 |
|          | 生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | 35      | 40      | 35      | 40      |

|                            |       |       |       |       |
|----------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 化学的酸素要求量 (mg/ℓ)            | 35    | 40    | 35    | 40    |
| 浮遊物質質量 (mg/ℓ)              | 30    | 40    | 30    | 40    |
| 窒素含有量 (mg/ℓ)               | 5     | 20    | 5     | 20    |
| りん含有量 (mg/ℓ)               | 2     | 4     | 2     | 4     |
| ノルマルヘキサリン抽出物質 (mg/ℓ)       | 4     | 5     | 4     | 5     |
| 大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> ) | 2,000 | 3,000 | 2,000 | 3,000 |
| 排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)  | 201   | 251.5 | 194   | 241.5 |

第2～4排水口：雨水

第5排水口：間接冷却水 (通常 1 m<sup>3</sup>/日～最大1.5 m<sup>3</sup>/日)

(備考) 今回の申請とあわせて、既設特定施設の一部を廃止するとともに、生活雑排水を下水道に放流するため、当該工場から排出される排出水の量並びに汚濁負荷量は減少する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成17年1月28日から

平成17年2月18日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課及び普通寺市市民部生活環境課

●香川県吉田区第五十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十七年一月二十八日

香川県知事 眞 鍋 武 紀

1 定業種の名称

やぶやせ

2 事業の種類

やぶやせ市隣保館及び長尾西コミュニティ会館建設事業

三 起業地

1 収用の部分

さぬき市長尾西字荒井地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

平成十六年十二月十六日にさぬき市より申請のあったさぬき市隣保館及び長尾西コミュニティ会館建設事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について

さぬき市隣保館は、土地収用法第三条第二十三号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に、長尾西コミュニティ会館は、同条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当する。

2 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者であるさぬき市は、本年度予算において用地取得に要する経費を計上していることから、本件事業の実施は確実と考えられる。

3 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について

① さぬき市隣保館建設の妥当性

隣保館は、社会福祉法第二十条第三項第十一号に規定する隣保事業を実施することを目的とする社会福祉施設であり、地域における人権啓発の拠点となるものである。現在さぬき市には、旧長尾町が平成八年に建設した隣保館（辛立文化センター）が設置されているが、対象地域が旧長尾町からさぬき市へと拡大したことに伴う利用者の増加により、施設が狭隘化している。また、対象地域が広域化したことから、自家用車による来館者が増加し、駐車場の不足が顕著になっている。

さぬき市隣保館建設事業はこのような状況を改善するため計画されたものであり、隣保館の利便性が高まり、より多くの住民が隣保館を利用することで、さぬき市におけるより一層の隣保事業の推進を図ることが可能となる。

以上のことから、さぬき市隣保館を建設する妥当性が認められる。

② 長尾西コミュニティ会館建設の妥当性

長尾西地区は、自治会活動が盛んな地域であり、自治会単位のコミュニティ施設は整備されているが、地区単位のコミュニティ施設は設置されていない。長尾西コミュニティ会館の建設により、従来の地縁を中心とした自治会活動に加えて、文化や福祉等を中心とした広域のコミュニティ活動の推進を図ることが可能となる。

③ 同一敷地に建設する理由

両施設は共に広域の住民を対象とした施設であることから、駐車場の整備が不可欠である。両施設を同一敷地に建設し、駐車場を共用することで、用地取得面積及び造成費等の工事費の削減を図ることが可能となることから、両施設を同一敷地に建設する妥当性が認められる。

④ 周辺への影響

起業地内に倉庫があるものの、大部分は農地である。また、建設される施設も平屋建てであることから、周辺環境への影響は軽微であると認められる。

⑤ 起業地の選定

本件事業の起業地の選定にあたっては、社会的、技術的、経済的見地から三案の候補地の比較検討を行い、最も適切な案を採用していると認められる。

また、起業地の範囲は、事業の実施に必要な最小限の範囲に限定されていると認められる。

⑥ ①から⑤に述べたことから、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

さぬき市隣保館建設事業は、同市における人権啓発の拠点である隣保館の利便性を高めることを目的に計画されたものであり、その整備効果は、広く市民全体に及ぶものである。

また、長尾西コミュニティ会館建設事業は、地域住民がより広域のコミュニティ活動を行うことができる場を提供することを目的に計画されたものであり、その整備効果は、地域住民全体に及ぶものである。

以上のことから、本件事業には、土地を収用する公益上の必要が認められ、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論  
1から4までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
さぬき市市民部人権推進課

●香川県告示第五十一号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年一月二十八日から同年二月十八日まで一般の縦覧に供する。  
平成十七年一月二十八日

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 美馬塩江線（七号）
- 三 道路の区域

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 区 間                          | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考  |
|------------------------------|-----------------|---------------|--|
| 香川郡塩江町大字上西字松下乙三三七三番一<br>地先から | 一〇・〇            | 一九二           | 平成十三年<br>香川県告示<br>第四百十六<br>号で変更し<br>た区域の一<br>部 |
| 香川郡塩江町大字上西字松下乙三三二番地<br>先まで   | 三七・〇            |               |  |

四 供用開始の期日 平成十七年一月二十八日  
●香川県告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年一月二十八日から同年二月十八日まで一般の縦覧に供する。  
平成十七年一月二十八日

一 道路の種類 国道（一般）  
二 路 線 名 三百七十七号  
三 道路の区域

| 区 間                           | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考   |
|-------------------------------|-----------------|---------------|---|
| 仲多度郡仲南町大字佐文字観田原五八五番<br>一 地先から | 一〇・八            | 四四            | 平成十六年<br>香川県告示<br>第三百三十<br>一号で変更<br>した区域の<br>一部 |
| 仲多度郡仲南町大字佐文字観田原五六三番<br>地先まで   | 一六・二            |               |   |

四 供用開始の期日 平成十七年一月二十八日

公 告

●香川県公告第五十号  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年三月十八日まで縦覧に供する。  
平成十七年一月二十八日

一 申請のあった年月日  
香川県知事 真 鍋 武 紀

平成十七年一月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人すばる

長谷川 勇

東かがわ市松原一〇一一番地二

三 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、福祉の増進並びに能力の維持発展に関する事業を行い、暮らしやすい高齢社会の創造に寄与することを目的とする。

●香川県公告第五十一号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成十七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十七年一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達内容

1 購入等件名及び予定数量 生石灰 一、五六〇、〇〇〇キログラム

2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

4 納入場所 小豆郡土庄町豊島家浦

5 入札方法

入札金額は、対象物品一キログラム当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額（二円未満の端数がある場合は、小数点第二位までの額）を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十七年三月七日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

5 過去三年間（平成十四年一月二十八日から平成十七年一月二十七日までの間をいう。）において、本公告に示した購入物品と同種又は類似物品の販売実績があること。

6 本公告に示した購入物品の規格に合致した物品を確実に納入し得ることを証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の5及び6に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十七年三月七日午後五時までに四の1の場所に提出しなければならない。

入札者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該物品を適切かつ確実に納入することができるものと認められた者に限り入札の対象とする。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号七六一―三二一〇 香川県直島町二六二八―一 香川県直島環境センター  
電話番号〇八七―八九二―二九八―一

ただし、入札書を入札日に持参により提出する場合には、3に記載した日時及び場所による。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）

第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札可とする。ただし、郵便書留又は信書便でこれに準ずる方法を用い、かつ、親展の封書で送付されるものに限る（郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による入札書の受領期限は、平成十七年三月二十三日午後五時までとする。）。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成十七年三月二十四日午前九時 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁北館三階入札室

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金 入札説明書による。

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、契約時に入札価格の内訳書の提出及び事情聴取を求める場合がある。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否 要

9 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、平成十七年四月一日以降で当該予算の執行が可能となったときに、効力が生ずる。

10 その他 詳細は入札説明書による。

六 Summary

1 Nature and quantity of products to be purchased : Lime 1,560,000 kg

2 Time-limit for tender : 9 : 00 a.m., March 24, 2005

3 Contact point for the notice : Naoshima Environment Center, Kagawa Prefectural Government, 2628-1, Naoshima-cho, Kagawa-gun, Kagawa-ken, Japan 761-3110  
Tel 087-892-2981

●香川県公告第五十二号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十七年一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達内容

1 購入等件名及び予定数量 炭酸カルシウム 六、二四〇、〇〇〇キログラム

2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

4 納入場所 小豆郡土庄町豊島家浦

5 入札方法

入札金額は、対象物品一キログラム当たりの単価を記載すること。なお、落札決定

に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額（二円未満の端数がある場合は、小数点第二位までの額）を入札書に記載すること。

## 二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十七年三月七日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

5 過去三年間（平成十四年一月二十八日から平成十七年一月二十七日までの間をいう。）において、本公告に示した購入物品と同種又は類似物品の販売実績があること。  
6 本公告に示した購入物品の規格に合致した物品を確実に納入し得ることを証明した者であること。

## 三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の5及び6に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十七年三月七日午後五時までに四の1の場所に提出しなければならない。

入札者は、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、提出された書類を審査した結果、当該物品を適切かつ確実に納入することができると認められた者に限り入札の対象とする。

## 四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号七六一―三二一〇 香川郡直島町二六二八―一 香川県直島環境センター  
電話番号〇八七―八九二―二九八一

ただし、入札書を入札日に持参により提出する場合にあつては、3に記載した日時及び場所による。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に關する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札可とする。ただし、郵便書留又は信書便でこれに準ずる方法を用い、かつ、親展の封書で送付されるものに限る（郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による入札書の受領期限は、平成十七年三月二十三日午後五時までとする。）。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成十七年三月二十四日午前十時 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁北館三階入札室

## 五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金 入札説明書による。

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百四十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、契約時に入札価格の内訳書の提出及び事情聴取を求める場合がある。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否 要

9 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、平成十七年四月一日以降で当該予算の執行が可能となったときに、効力が生ずる。

10 その他 詳細は入札説明書による。

六 Summary

1 Nature and quantity of products to be purchased: Calcium carbonate 6,240,000kg

2 Time-limit for tender: 10:00 a.m., March 24, 2005

3 Contact point for the notice: Naoshima Environment Center, Kagawa Prefectural Government, 2628-1, Naoshima-cho, Kagawa-gun, Kagawa-ken, Japan 761-3110  
Tel 087-892-2981

●香川県公告第五十三号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十七年一月二十八日

一 調達内容

1 購入等件名及び予定数量 炭酸カルシウム 四、六八〇、〇〇〇キログラム

香川県知事 真 鍋 武 紀

2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

4 納入場所 香川郡直島町 香川県直島環境センター内

5 入札方法

入札金額は、対象物品一キログラム当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額（一円未満の端数がある場合は、小数点第二位までの額）を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十七年三月七日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

5 過去三年間（平成十四年一月二十八日から平成十七年一月二十七日までの間をいう。）において、本公告に示した購入物品と同種又は類似物品の販売実績があること。

6 本公告に示した購入物品の規格に合致した物品を確実に納入し得ることを証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の5及び6に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十七年三月七日午後五時までに四の1の場所に提出しなければならない。

入札者は、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。  
なお、提出された書類を審査した結果、当該物品を適切かつ確実に納入することができるものと認められた者に限り入札の対象とする。

四 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号七六一―三二一〇 香川郡直島町二六二八―一 香川県直島環境センター  
電話番号〇八七―八九二―二九八一

ただし、入札書を入札日に持参により提出する場合には、3に記載した日時及び場所による。

- 2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）  
第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便  
事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札  
可とする。ただし、郵便書留又は信書便でこれに準ずる方法を用い、かつ、親展の  
封書で送付されるものに限る（郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による入  
札書の受領期限は、平成十七年三月二十三日午後五時までとする。）。
- 3 入札及び開札の日時及び場所  
平成十七年三月二十四日午前十一時 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁  
目一番一〇号 香川県庁北館三階入札室

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金及び契約保証金 入札説明書による。
- 3 入札の無効  
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行  
しなかった者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無  
効とする。
- 4 入札又は開札の取消し又は延期  
天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明  
らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期す  
ることがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負

担とする。

- 5 落札者の決定方法  
規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低  
価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、契約時に入札価格の  
内訳書の提出及び事情聴取を求める場合がある。
- 6 落札の無効  
落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、  
この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落  
札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない  
理由がある場合は、この期間を延長することができる。
- 7 予約完結権の譲渡  
落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡して  
はならない。
- 8 契約書作成の要否 要
- 9 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、平成十七年四月一日以降で当  
該予算の執行が可能となったときに、効力が生ずる。
- 10 その他 詳細は入札説明書による。

六 Summary

- 1 Nature and quantity of products to be purchased: Calcium carbonate 4,680,000kg
- 2 Time-limit for tender: 11:00 am, March 24, 2005
- 3 Contact point for the notice: Naoshima Environment Center, Kagawa Prefectural  
Government, 2628-1, Naoshima-cho, Kagawa-gun, Kagawa-ken, Japan 761-3110  
Tel 087-892-2981

●香川県公告第五十四号  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する  
同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市が当該下欄に掲げる土地改良事  
業を行うことについて平成十七年一月十四日同意した。  
平成十七年一月二十八日

|      |                    |
|------|--------------------|
| さぬき市 | 単独県費補助土地改良事業片山頭地区  |
| 〃    | 単独県費補助土地改良事業本村地区   |
| 〃    | 単独県費補助土地改良事業中村北地区  |
| 〃    | 単独県費補助土地改良事業白羽北地区  |
| 〃    | 単独県費補助土地改良事業馬次地区   |
| 〃    | 単独県費補助土地改良事業住吉地区   |
| 〃    | 単独県費補助土地改良事業成山地区   |
| 〃    | 単独県費補助土地改良事業上新開地区  |
| 〃    | 単独県費補助土地改良事業北山下池地区 |
| 〃    | 単独県費補助土地改良事業能徳池地区  |
| 〃    | 単独県費補助土地改良事業東王田地区  |
| 〃    | 単独県費補助土地改良事業岡村池地区  |
| 〃    | 単独県費補助土地改良事業天野地区   |
| 〃    | 単独県費補助土地改良事業新田地区   |
| 〃    | 単独県費補助土地改良事業中央通地区  |
| 〃    | 単独県費補助土地改良事業花池地区   |
| 〃    | 単独県費補助土地改良事業谷池地区   |
| 〃    | 単独県費補助土地改良事業山脇上池地区 |
| 〃    | 単独県費補助土地改良事業中尾地区   |
| 〃    | 単独県費補助土地改良事業藤井池地区  |
| 〃    | 単独県費補助土地改良事業下所地区   |
| 〃    | 単独県費補助土地改良事業坊丁地区   |

単独県費補助土地改良事業広瀬地区

●香川県公告第五十五号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、先代池土地改良区から役員の内任について次のとおり届出があった。  
 平成十七年一月二十八日

|       |       |             |            |
|-------|-------|-------------|------------|
| 役員の種類 | 氏名    | 住 所         | 退任年月日      |
| 理事    | 秋本 貞男 | 丸亀市津森町五〇〇番地 | 平成一六、一二、一五 |

●香川県公告第五十六号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、経営体育成基盤整備事業（山田地区）第一工区の換地計画を定めた。  
 その関係書類を綾上町建設土木課において平成十七年二月四日から同月二十四日まで縦覧に供する。  
 平成十七年一月二十八日  
 香川県知事 真 鍋 武 紀

**選挙管理委員会告示**

●香川県選挙管理委員会告示第七号  
 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームとして次のとおり指定した。  
 平成十七年一月二十八日  
 香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

| 名 称                | 所 在 地        | 指定年月日       |
|--------------------|--------------|-------------|
| 特別養護老人ホームグラウンドガーデン | 坂出市加茂町六二八―一六 | 平成十七年一月二十一日 |

平成十七年一月二十八日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

